

会 員 各 位

大阪弁護士会
会 長 今川 忠
同 司法委員会
委員長 増田 勝久

2019年度倒産手続実務・基礎研修 第1回

「破産手続開始申立て（同時廃止）の実務」
のご案内

毎年好評を博しております倒産手続実務・基礎研修を、本年度も大阪地方裁判所第6民事部のご協力を得て開催致します。第1回は破産手続開始申立て（同時廃止）です。

同時廃止は、一定の要件のもと、手続を大幅に簡略化し、破産管財人を選任せず迅速かつ低廉に処理することが認められた制度です。申立てにあたり、申立代理人による適正かつ周到な事前準備がなされれば、申立日の翌開庁日に開始決定を得られることも可能ですが、申立書の記載不備や資料不足等によって、破産手続開始決定・廃止決定までに時間を要する事例も多く存在します。

本研修では、参考記録を用いて、同時廃止の審査担当の裁判所書記官と、同時廃止申立ての経験豊富な会員に、申立書一式の具体的な記載方法や注意点、依頼者からの情報や資料収集のノウハウ、管財事件との振分、手続選択におけるポイント、陥りがちなミスなど、基礎的な事項から実務的な留意点まで幅広く解説いただく予定です。

登録間もない会員はもちろん、多くの会員にご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

記

日 時： 2019年7月8日（月）午後5時30分～8時00分

場 所： 大阪弁護士会館 2階ホール

講 師： 大阪地方裁判所第6民事部 荻野 賢志郎 主任書記官

大阪地方裁判所第6民事部 世古 あゆみ 書記官

大阪地方裁判所第6民事部 井上 裕文 書記官

大阪弁護士会 浦 寛幸 会員

テーマ： 破産手続開始申立て（同時廃止）の実務

* 参考記録は、当日配布いたします。

【申込方法】

会員専用サイト「研修・行事予定表」－研修予定表 (http://www.daiben-members.com/kaiin/kenshu_schedule.php) よりお申込みください。

※事前お申込みがない場合でもご参加いただけますが、人数把握のため、ご回答にご協力ください。

※会員専用サイトへのログインには、ユーザー名とパスワードが必要です。ご不明な場合は、会員専用サイトのログイン画面に問合せフォームへのリンクがありますのでそちらからお問い合わせください。

※会員専用サイトでの研修の申込の操作等について、ご不明な点がございましたら、本研修担当事務局（松本 TEL:06-6364-1681）までお問い合わせください。

※法律事務所職員の方は、大阪弁護士会HP「法律事務所職員の方へ」(http://www.osakaben.or.jp/office_worker.php) よりお申込みください。

■会員のみ

注・図書利用カードをご持参ください。

- ・入室時及び退室時の2回、出席登録が必要です。
- ・開始**10分**以降の入場、研修終了予定時刻前の退場（研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く）、研修開始から**研修終了予定時刻までの間の合計10分以上の離席**は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。なお、ライブ研修、DVD研修に関わらず、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。

■一時保育のお知らせ【無料・要予約】

お申込を希望される方は、**6月28日(金)まで**に下記事務局までお電話にてお問い合わせください。申込に必要な書類をご送付いたします。なお、定員に達し次第、申込受付を終了させていただきますのでご了承ください。

[対象] 原則、首がすわっている乳児～未就学児

[託児時間] 研修開始15分前から終了15分後まで

[問合せ先] 委員会部司法課 (TEL:06-6364-1681)

振分基準に関する質問のほか、同時廃止申立ての手續や運用に関して疑問やご意見があれば是非ご記入ください。内容により、研修の中で取り上げさせていただきます。

(送信先) FAX:06-6364-7477

メール:y-matsumoto@osakaben.or.jp (司法課 松本宛)

* 2019年度 倒産手続実務・基礎研修 (全4回) 今後の開催予定 *

第2回 2019年 9月10日(火) 個人再生手続開始申立ての実務

第3回 2019年11月29日(金) 破産管財手続①破産手続開始申立て(管財)の実務

第4回 2020年 3月16日(月) 破産管財手続②破産管財処理の実務

いずれも午後5時30分～ 継続研修適格認定済みです。何卒ご予約おきください。

- ・ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本研修会に関するご連絡以外には使用いたしません。